

議案第 57 号

訴訟の提起について

本市は、———に対し、損害賠償請求の訴え（和解を含む。）を下記のとおり提起するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 4 日 提出

橋本市長 木下 善之

記

相手方	_____
事件名	損害賠償請求事件
事件内容	元橋本市産業文化会館嘱託職員———が平成 19 年 1 月から平成 20 年 8 月までの間、本来市に納付すべき温水プールの使用料の一部を横領した事件において、現金取扱員としての注意義務を怠り、適切に公金を管理せず、長期間にわたって——の着服横領を看過してきた結果、市は多大な損害を被った。被告の注意義務違反の程度が著しいことから、9,911,350 円の損害賠償を請求するものである。